

○公立野辺地病院新病院建設基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

令和4年7月1日病院事業管理者訓令第2号

(設置及び目的)

第1条 公立野辺地病院の新病院建設の基本構想・基本計画策定にあたり、北部上北広域事務組合管理者の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うため、公立野辺地病院新病院建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる団体及び者のうちから病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が委嘱する。

(1) 青森県

(2) 弘前大学大学院医学研究科

(3) 青森県及び上十三保健医療圏域の医療機関

(4) 医療経営及び公立病院改革等における有識者

2 委員は、北部上北広域事務組合の職員である者を除き、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第4条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、事業管理者が委嘱する。

3 顧問は、委員会に出席し意見を述べることができる。

4 顧問は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に諮問事項を専門的に調査及び審議させるために部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公立野辺地病院病院再建推進室において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事業管理者が定める。

附 則

この訓令は、令和4年7月5日から施行する。